

住民のみなさんへ

猿払村長 伊藤 浩一

# 猿払村営住宅入居者の募集について

下記のとおり募集しますので、希望される方は期日までにお申し込みください。

記

## ■ 募集団地名及び住戸の概要

- ① 鬼志別団地 25-3 号<sup>\*</sup> 平成25年度建設 (築8年の住宅です)  
(延床面積 72.9 m<sup>2</sup> 22.0 坪) 木造平屋建 2LDK (内部物置を含む)  
ユニットバス仕様(給湯設備あり)・水洗トイレ仕様・ストーブ及び灯油タンクあり  
【月額家賃】21,500円～49,500円(入居する家族全員の年間総所得に基づき決定されます)

### <おことわり>

※ 上記の住宅は「高齢者向け住宅」としての募集となり、高齢者のみの世帯で、かつ、次に掲げる項目に該当する方が優先となります。

- ◎ 介護保険法に規定する要介護認定を受けている方がいる世帯
- ◎ 障害をお持ちの方がいる世帯で、その障害程度が肢体不自由または呼吸器機能障害である場合

### <家賃について>

入居する方がいずれも65歳以上で世帯所得が一定の基準以下となる場合は、上記家賃が10,000円に減額となります。

【入居申込方法】 ● 上記住戸概要及び役場備付けの入居の手引きをお読みの上、役場1階建設課へ必要書類を添付して申請してください。

【主な入居資格】 ● 世帯員全員の所得が、原則15万8千円/月以下であること。(所定の計算方法によります)  
● 税滞納者及び暴力団員でないこと。

【申込受付期日】 **令和3年6月15日(火)午後5時まで** (ただし、土・日・祝祭日を除きます)  
※ 募集期間内に申込がない住宅については、次回の公募開始までの間、随時受付とします。

【申込時の注意事項】 ● 事前に希望する住宅の下見をして、納得された上でお申し込みください。  
(希望住宅は係員がご案内いたします)

- 猿払村営住宅敷地内には、車庫や物置を建てるスペースは特別に確保されておりません。車庫等の設置にあたっては申請が必要となりますが、除雪時の堆雪場用途が優先されますので、その旨留意願います。(無断設置は禁止です)

【入居決定について】 ● 入居希望が1戸の住宅に対し2世帯以上となった場合は、住宅困窮度合いの最も高い方が優先となりますが、困窮度が同等の場合は公開抽選により入居者を決定することとなります。  
(判定項目及び判定点数は申請書に記載されています)

- なお、判定項目の確認のため、現在のお住まいを調査させていただく場合があります。

【入居手続について】 ● 家賃の3ヶ月分に相当する敷金の納付と連帯保証人との連署による請書の提出が必要となります。  
★連帯保証人の条件★  
・同居の親族以外の世帯主であること ・現に猿払村に住所または勤務場所を有していること  
・村税等を滞納していない者であること ・入居者と同等以上の所得があること

【提出・問合せ先】 猿払村役場 建設課建築係 電話 2-3135

村営住宅は、法律や条例に基づいて住宅の確保にお困りの所得が少ない方々に対して、所得に応じた家賃で提供している住宅です。このため、所得基準など入居資格を満たさない場合は申込みができませんのでご注意ください。

なお、村内には民営賃貸住宅建設促進助成事業を活用した民間アパートもございますので、そちらへのお申し込みもご検討下さい。(各民間アパートの状況については、各管理会社に直接お問い合わせください。)

- ※各管理会社:①小山内建設(株) 01635-2-3614 ②(有)共立建業 01635-2-3506  
③(株)広立総業 01635-2-2011 ④(株)テクノコンストラクション 0162-32-5011  
⑤(有)北の大地 01635-5-7088

【裏面の住戸配置図も参照ください】

# 鬼志別団地

①



H25年度建設 木平

25-1	25-2

募集 住戸	
25-3	25-4

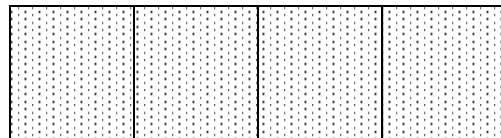
H26年度建設 木平

26-1	26-2

鬼志別北町10番地

H24年度建設 木平

24-1	24-2	24-3	24-4



(駐車場)

鬼志別北町9番地

【個人情報保護のため、現入居者名は空白としています。】